

被災者支援のための「法的支援事業特別措置法」の早急な制定及び その予算措置を求める会長声明

- 1 東日本大震災の被災地では、本日現在、死者・行方不明者が1万9480人（警察庁調べ）、避難者が7万1565人（復興対策本部調べ）と極めて多数に及んでおり、弁護士会等に寄せられた法律相談件数は既に3万件を超え、被災者の抱える法的問題は多岐にわたり、その内容も深刻である。

日本司法支援センター（通称：法テラス）は、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現すること」（総合法律支援法第2条）を基本理念とし、市民に身近で利用しやすい総合法律支援の実現を目的に設置されており、東日本大震災の被災者に対する民事法律扶助においても、その役割が大いに期待されている。

- 2 この点、阪神・淡路大震災の際には、法テラスの前身となる財団法人法律扶助協会において「阪神淡路大震災被災者法律援助事業」が実施された。同事業では、被災の重大性と被害の深刻さ等の被災地の状況を重視し、扶助決定の審査を簡易化し、原則として罹災証明があれば資力要件は満たすものと判断していた。また、災害弔慰金や義援金等は、災害による損失の填補と見るべきであるから、収入として勘案しない弾力的な取り扱いを行った。さらに、償還についても事件の進行中は償還を猶予し、事件終了時には原則として償還免除とする弾力的運用を行った。

こうした積極的な被災者支援を行った結果、法律扶助相談件数は3年間で1万3843件、代理援助となった事件は2302件に及んだ。当時、借地借家紛争等が爆発的に増加することが懸念されたが、こうした民事法律扶助事業により紛争の未然防止、早期解決が図られ、大いに復興に寄与したことは特筆すべき成果と考えられる。こうした弾力的対応による成果は、総合法律支援法施行後も、大震災等の教訓として承継されるものと言うべきである。

- 3 ところが、現在のところ、東日本大震災被災者が必要としている法的ニーズに対し、法テラスが十分に支援を行っているとは言い難い状況にある。

たとえば、支援の資力要件については、被災地における避難所や仮設住宅の実情に照らすと厳密な調査をするのは現実的ではないし、被災者は資力の有無にかかわらず物心共に被害を受けるのであって、災害による被害を資力で選別するのは適当ではない。形式的に資力要件を適用すると、被災により

災害弔慰金や義援金等の給付を受けた場合にも有資力であると判断され、支援の対象外となるという不条理も発生しかねない。

また、支援対象が民事裁判等に限定されており、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に基づく整理や、原子力損害賠償紛争解決センターへの申立て等も原則として対象外となっている。

さらに、償還条件についても、被災者が置かれた過酷な環境に対する配慮がなされていない。

- 4 法テラスの重要な社会的役割に鑑みれば、東日本大震災被災者支援のため、新たな法的支援事業の創設が必要不可欠である。もっとも、弾力的運用では限界があるから、①資力で被災者を選別しない法的支援事業の創設、②民事裁判に限定されない柔軟な支援の実現、③原則として事件進行中の立替金の償還を猶予し、事件終了時に免除すること、④他の災害においても必要な法的支援を迅速に実施する枠組みの創設、を内容とする法的支援事業特別措置法の早急な制定を求める。

また、これらの実行性を担保するための十分な裏付けと事務管理費も含めた予算措置も講じられるべきである。

2011年(平成23年)11月24日

兵庫県弁護士会

会長 笹野 哲郎